

下関市 指定自立支援医療機関（育成・更生）指定基準

区分	設 備 及 び 体 制	主として担当する医師について
共通事項	現に更生医療の対象となる身体障害者の治療を行っていること	・当該医療機関における常勤の医師又は歯科医師 ・専門科目に関する適切な医療機関（※1）における研究・診療従事年数 （医籍又は歯科医籍登録後から通算して5年以上）
眼 科		
耳鼻咽喉科		
口 腔		
整形外科		
形成外科		
中枢神経		これまでの研究・診療経験と、更生医療で対象としている医療内容に関連性があること
脳神経外科		
心臓血管外科	心血管連続撮影装置、心臓カテーテル設備	
心臓移植	移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること 【心臓移植術後の抗免疫療法】 心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること	心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること 【心臓移植術後の抗免疫療法】 心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者
腎 臓	血液浄化療法に関する機器並びに専用スペース	血液浄化療法の臨床実績1年以上
腎 移 植	腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）	腎移植に関する臨床実績3例以上
小 腸		中心静脈栄養法20例以上、経腸栄養法10例以上の臨床経験
肝臓移植	移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること 【肝臓移植術後の抗免疫療法】 肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること	生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること 【肝臓移植術後の抗免疫療法】 肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること
歯科矯正		これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容に関連性があること 5例以上の経験
免 疫	各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施が出来る体制及び設備	
薬 局	十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有し、かつ、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局 通路、待合室など、身体障害者に配慮した設備構造等 なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること	
訪問看護ステーション等（※2）	現に更生医療の対象となる訪問看護又は老人訪問看護を行っており、かつ、更生医療指定医療機関医療担当規程（昭和29年5月29日厚生省告示第143号）により、適切な訪問看護等が行える事業所 そのための、必要な職員の配置	

※1 「適切な医療機関」 大学専門教室（大学院を含む。）及び医師法第16条の2第1項の規程に基づく臨床研修指定病院（整形外科の場合は、日本整形外科学会認定医制度規約に基づく研修施設も含む。）、並びにそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等。
 ※2 「訪問看護ステーション等」 指定訪問看護事業者等（指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第7条第8項に規定する訪問看護に限る。））が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所。